

I 立地適正化計画の概要

▶▶ 立地適正化計画とは

都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）の一部改正（平成26年8月施行）により制定された市町村が策定することができる計画で、これまで一定の人口密度等に支えられてきた医療・福祉・子育て支援・商業等の都市機能を将来の人口減少が見込まれる中においても持続的に確保していくことなどを旨とし、都市全体の構造を見直し、コンパクトなまちづくりとこれと連携した公共交通ネットワークを形成するために策定する計画です。

また、強制的に施設や住居の立地状況を変動させる趣旨の計画ではなく、長期的な視点のもと国の施策等を活用して都市機能や居住をより適する立地区域に誘導していくことを目的とします。

（ 制度創設の概要 ）

制度創設の背景

【全国的な課題】人口減少・少子高齢化の進行、市街地の拡散・低密度化など

住民生活を支える施設のサービス提供や、
地域活力の維持が困難になる恐れ

持続可能な都市への転換が必要なため
都市再生特別措置法の改正（平成26年8月施行）
立地適正化計画の制度化

コンパクト・プラス・ネットワークの都市づくりにより持続可能な都市を実現

公共投資、
行政サービスの
効率化

子育て、教育、
医療、福祉等の
利用環境の
維持・向上

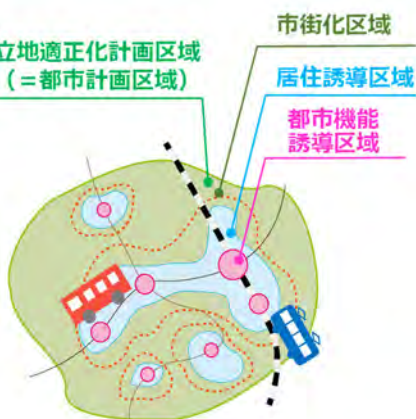
災害リスクの
低い地域の
重点利用

緑地・農地
の保全

ゼロカーボン
の推進

計画で定める主な事項

立地適正化計画区域
(=都市計画区域)



■ 居住誘導区域

居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、長期的な視点で緩やかに居住を誘導していく区域です。

■ 都市機能誘導区域

都市機能誘導区域は、日常生活に必要な医療・福祉・子育て支援・商業などの生活サービス施設の立地誘導を図り、効率的なサービス提供を図っていく区域です。すでに都市機能が充実している区域や、鉄道駅周辺など公共交通でのアクセスがしやすい区域等、都市の拠点となるべき区域において設定します。

■ 誘導施設

誘導施設は、都市機能誘導区域内に集約すべき施設のことで、医療施設、高齢者福祉施設、子育て支援施設、文化施設、商業施設、公共施設などの中から具体的に設定します。

■ 防災指針

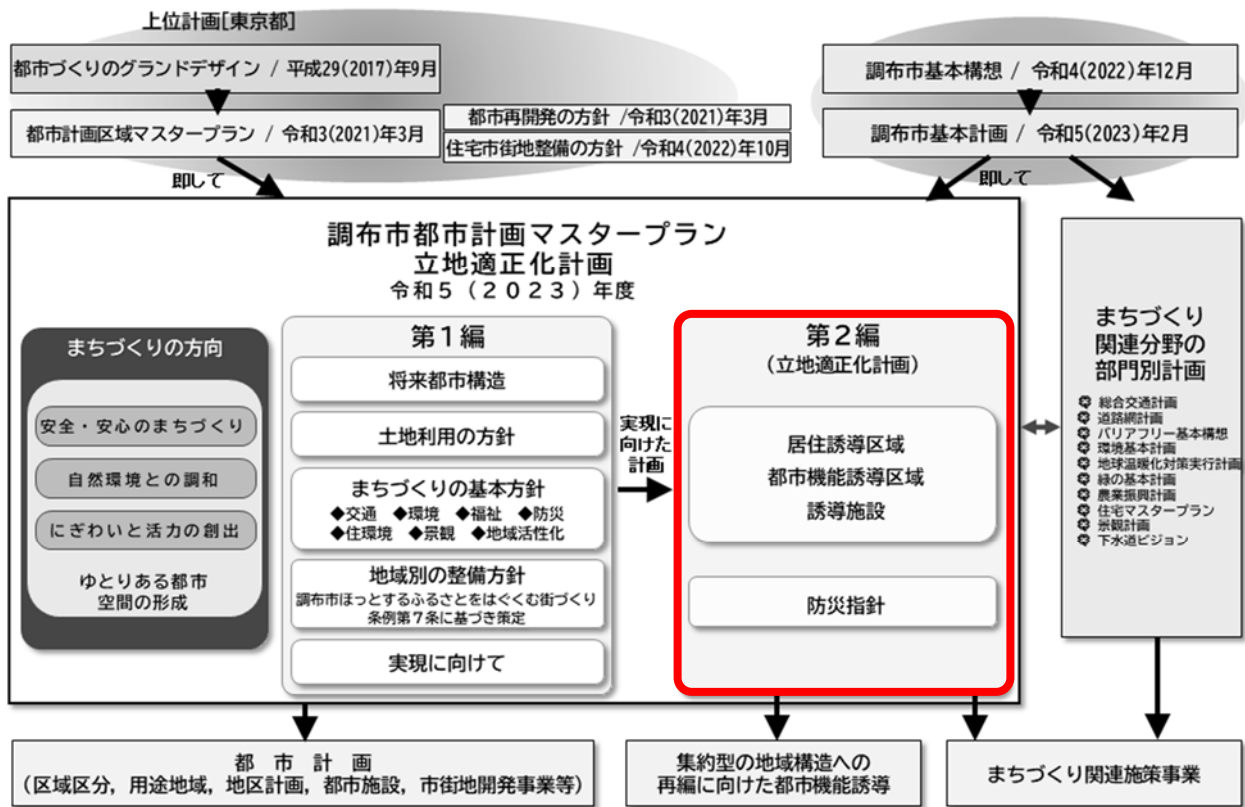
防災指針は、居住や都市機能の誘導を図るうえで必要となる都市の防災に関する機能を確保するための指針です。水害及び土砂災害（水災害）に関する課題や対策等を記載しています。

計画の位置付け、都市計画マスタープランとの関連性

立地適正化計画は、都市再生特別措置法第81条の規定に基づき市町村が作成することができる計画で、居住機能や都市機能の誘導により、都市全体を見渡したマスタープランとして位置付けられる、都市計画マスタープランの高度化版であるとともに、将来の目指すべき都市像を実現する戦略としての意味合いを持つものとされています。

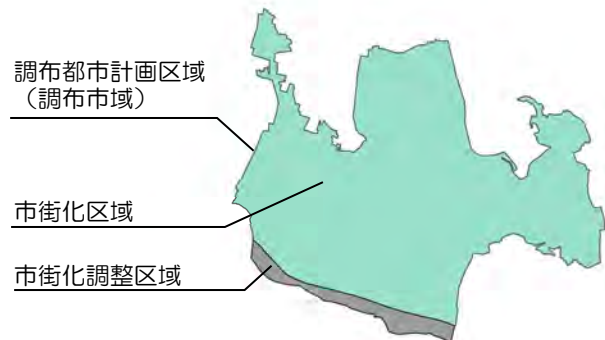
市の立地適正化計画は、都市計画マスタープランで掲げる将来都市構造、土地利用の方針、まちづくりの基本方針、地域別の整備方針の実現に向けた計画として策定し、集約型の地域構造への再編に向けた都市機能の誘導やまちづくり関連施策・事業への展開を図ります。

(計画の体系)



計画区域

計画区域は、調布都市計画区域（調布市域）とします。都市機能誘導区域及び居住誘導区域は、市街化区域内において設定します。



計画期間

計画期間は、都市計画マスタープランの計画期間である令和5年度からおおむね20年後までを見据えた計画とします。

II 立地適正化の基本方針

立地適正化の基本方針

都市計画マスタープランで掲げる将来都市像やまちづくりの方向を実現するため、「立地適正化の基本方針」を設定します。

具体的には、4つのまちづくりの方向を「居住」「都市機能」「防災」の面で実現する観点から、基本方針を設定します。

■都市計画マスタープラン

策定の視点	まちづくりの方向
<ul style="list-style-type: none"> ● 「人口構造の変化への対応」の視点を強化する ● 「安全・安心（防災）」の視点を強化する ● 「環境に配慮したまちづくり」の視点を強化する ● 新たな拠点や立地適正化計画と連動した新たな土地利用の方針を示す ● 「景観、地域活性化」において新たな視点に立った方針を示す ● 駅を中心とした業務・商業の拠点機能強化、鉄道敷地の新たな回遊軸整備に伴う新たなまちづくりを検討する ● 各地域における住民発意のまちづくりを推進する ● 上位・関連計画との整合を図る ● 「マネジメント」の視点を取り入れたまちづくりの実現化方策を示す 	<p style="text-align: center;">ゆとりある都市空間の形成</p> <p style="text-align: center;">だれもが安全・安心・快適に暮らせるまち</p> <p style="text-align: center;">豊かな自然環境と調和したうまいのあるまち</p> <p style="text-align: center;">多くの人を訪れるにぎわい・活力あふれるまち</p>

■立地適正化計画

立地適正化の基本方針
<ul style="list-style-type: none"> ● 多摩川等の浸水リスク、崖線周辺等の土砂災害リスクなどに応じた防災・減災対策の推進 ● 高齢化の進行等に対応するため、身近な都市機能の拠点の育成 ● 身近な都市機能の拠点の直近で、利便性の高さを享受しながら安心して暮らせる住環境の整備 ● 空き家等の既存ストックの活用・支援の推進による多様な住環境の形成 ● だれもが居住地と拠点及び拠点間を移動でき、安心快適に暮らせる公共交通ネットワークの形成 ● 歩いて暮らせるまちづくりや公共交通機関の整備を進め、脱炭素型ライフスタイルに寄与する移動環境の整備
<ul style="list-style-type: none"> ● 公園・農地・自然環境等の豊かさを感じながら、ゆったり暮らすことができる住環境の整備 ● 公園・緑地等の充足状況を踏まえたうえで、各地域に親しめる身近な公園・緑地の整備
<ul style="list-style-type: none"> ● 市全体のにぎわいと活力の向上につながる、駅周辺のまちづくりと連動した都市機能の拠点の育成 ● 公共施設マネジメント計画等に基づく公共施設の適正配置 ● 駅周辺等において広場空間や歩行空間の充実を図ることで、市内の回遊性の向上、滞留空間の創出



都市計画マスタープラン 分野別方針

Ⅲ 居住誘導区域

▶▶ 居住誘導区域とは

居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域です。

「立地適正化計画作成の手引き（国土交通省）」では、居住誘導区域の望ましい区域像として、以下の考え方が示されています。

（ 居住誘導区域の望ましい区域像（立地適正化計画作成の手引き P89 より） ）

i) 生活利便性が確保される区域

- 都市機能誘導区域となるべき中心拠点，地域・生活拠点の中心部に徒歩，自転車，端末交通等を介して容易にアクセスすることのできる区域
- 公共交通軸に存する駅，バス停の徒歩，自転車利用圏に存する区域から構成される区域

ii) 生活サービス機能の持続的確保が可能な面積範囲内の区域

- 社会保障・人口問題研究所の将来推計人口等をベースに，区域外から区域内に現実的に誘導可能な人口を勘案しつつ，区域内において，少なくとも現状における人口密度を維持することを基本に，医療・商業・福祉等の日常生活サービス機能の持続的な確保が可能な人口密度水準が確保される面積範囲内の区域

※生活サービス機能の持続性確保に必要な人口密度としては，計画的な市街化を図るべき区域とされる市街化区域の設定水準が一つの参考となる。

iii) 災害に対するリスクが低い，あるいは今後低減が見込まれる区域

- 土砂災害，津波被害，浸水被害等により甚大な被害を受ける危険性が少ない区域であって，土地利用の実態等に照らし，工業系用途，都市農地，深刻な空き家・空き地が進行している郊外地域などには該当しない区域

人口の見通し、生活利便性の状況

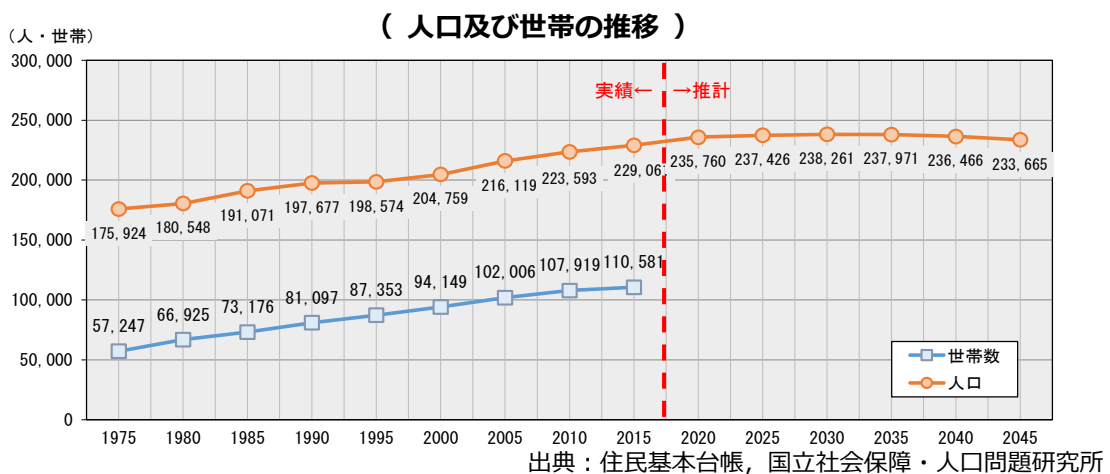
現在、市の総人口は微増傾向にありますが、将来人口推計（国立社会保障・人口問題研究所）によると、令和12（2030）年まで増加が続き、その後減少に転じることが予測されています。

市内各地域の人口密度は、国土交通省の推計によると令和2（2020）年時点において、公園や大規模公共利用施設等の非可住地とその周辺を除けば40人/ha以上であり、概ね20年後の令和27（2045）年においても40人/ha以上の人口密度が維持される予測とされています。

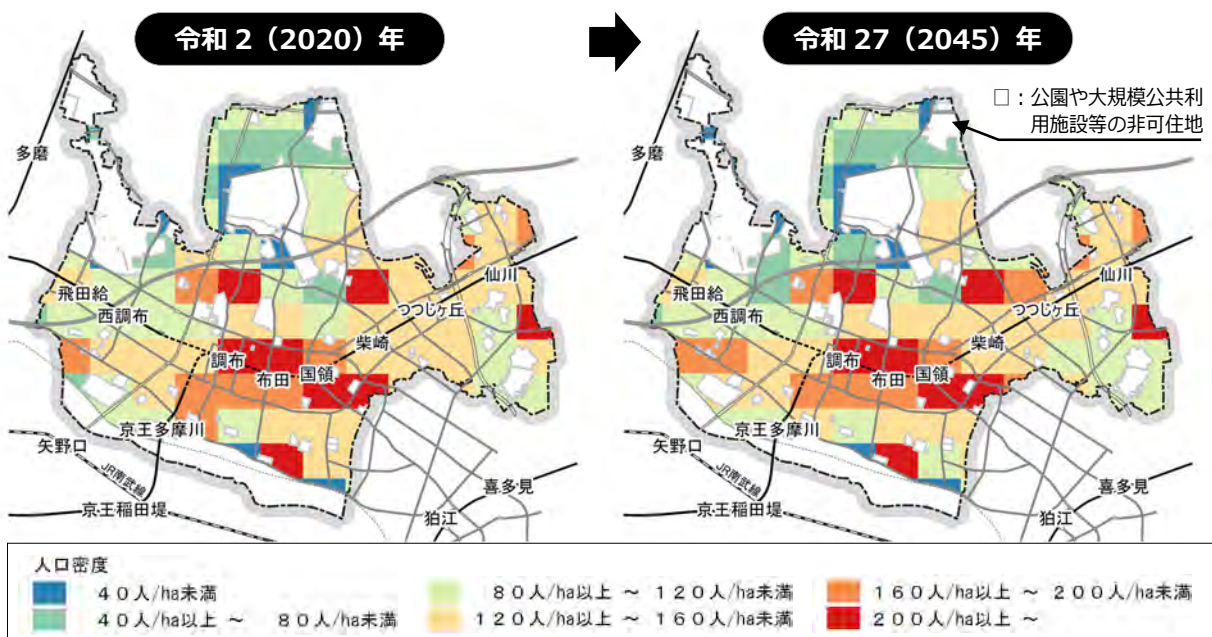
生活利便性の状況は、公園や大規模公共利用施設等の非可住地を除くほとんどの地域が日常生活サービス施設による都市機能と鉄道・バスによる公共交通の利用圏域になっており、市街化区域全体で生活利便性が確保された状況にあります。

このように、将来にわたって市街化区域全域で一定水準以上の人口密度が維持され、また、それにより生活利便性が維持される見通しであることから、市街化区域全域に居住誘導区域を設定することを基本とします。

（人口の状況）



（人口密度の推移予測：令和2（2020）年⇒令和27（2045）年）



出典：国土数値情報 500mメッシュ別将来推計人口データ（H30国政局推計）

(都市機能・公共交通の状況)

医療

■ 医療(病院・診療所)の利用圏域



出典：
調布まっぷ

利用圏域：
「都市構造の評価に基づくハンドブック（国土交通省）」に基づく一般的な徒歩圏である、各施設から半径 800m の圏域を採用

子育て

■ 子育て(保育園・保育サービス・幼稚園)の利用圏域



出典：
調布まっぷ

利用圏域：
「都市構造の評価に基づくハンドブック（国土交通省）」に基づく一般的な徒歩圏である、各施設から半径 800m の圏域を採用

商業

■ 商業(食品スーパー)の利用圏域



出典：
全国スーパーマーケットマップ

利用圏域：
「都市構造の評価に基づくハンドブック（国土交通省）」に基づく一般的な徒歩圏である、各施設から半径 800m の圏域を採用

高齢者福祉

■ 高齢者福祉(訪問・通所介護事業所)の利用圏域



出典：
東京都福祉保健局ホームページ, LIFULL ホームページ

利用圏域：
「都市構造の評価に基づくハンドブック（国土交通省）」に基づく一般的な徒歩圏である、各施設から半径 800m の圏域を採用

(都市機能・公共交通の状況)

金融

■ 金融（銀行・その他金融機関・郵便局）の利用圏域



出典：
調布まっぷ

利用圏域：
「都市構造の評価に基づくハンドブック（国土交通省）」に基づく一般的な徒歩圏である、各施設から半径 800m の圏域を採用

文化・市民活動

■ 文化・市民活動（図書館・分館・ふれあいの家・地域福祉センター）の利用圏域



出典：
調布まっぷ

利用圏域：
「都市構造の評価に基づくハンドブック（国土交通省）」に基づく一般的な徒歩圏である、各施設から半径 800m の圏域を採用

行政

■ 行政（市役所・支所）の利用圏域



出典：
調布まっぷ

利用圏域：
「都市構造の評価に基づくハンドブック（国土交通省）」に基づく一般的な徒歩圏である、各施設から半径 800m の圏域を採用

公共交通

■ 公共交通（鉄道・バス）の利用圏域



出典：
鉄道・バスの各事業者ホームページ

利用圏域：
「都市構造の評価に基づくハンドブック（国土交通省）」に基づく鉄道駅からの一般的な徒歩圏である半径 800m, バス停留所からの誘致距離を考慮した半径 300m の圏域を採用

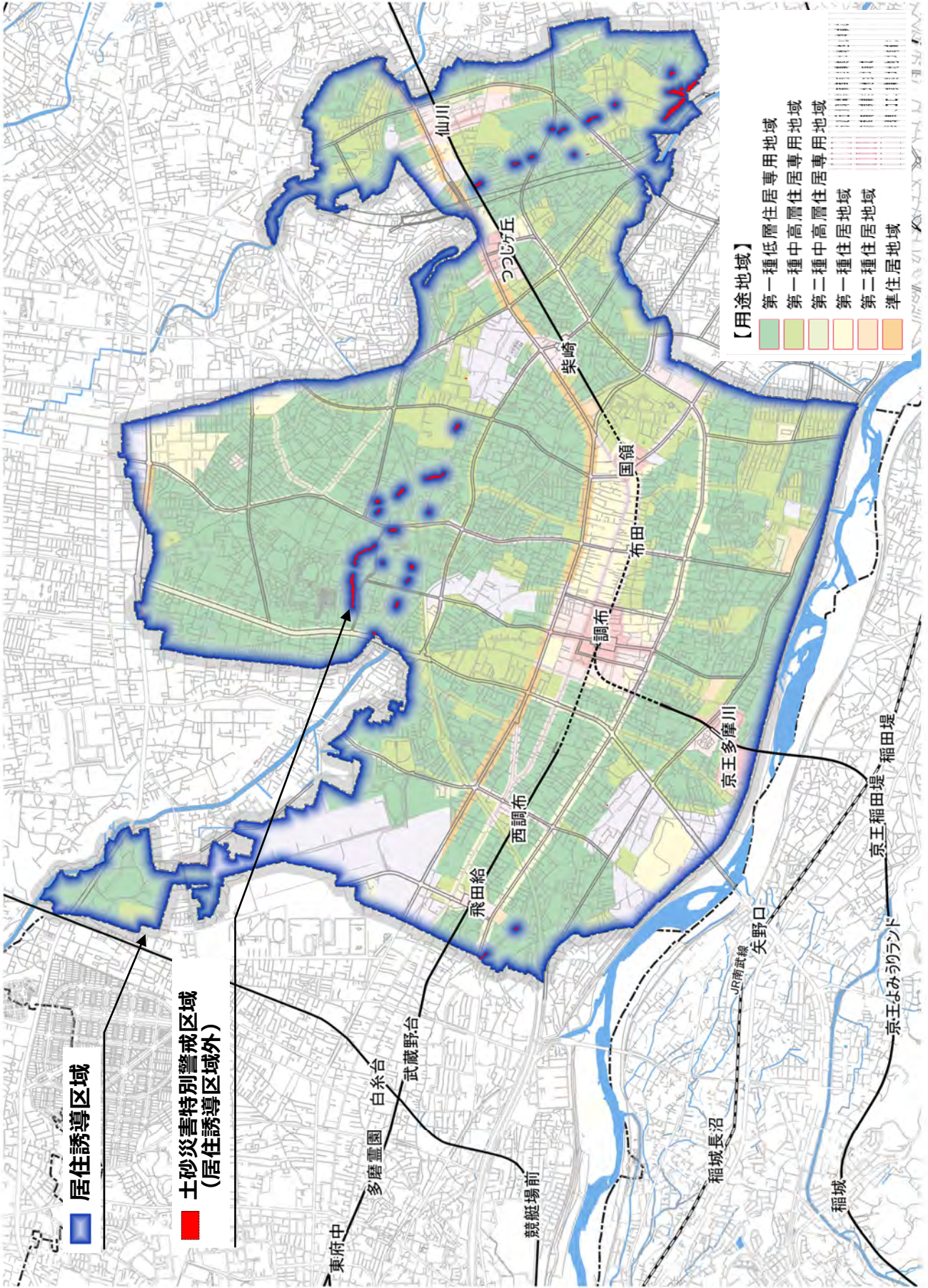
▶▶ 居住誘導区域の設定方針

安全・安心に住み続けられる地域を形成する観点から、居住誘導区域を以下のとおり設定します。

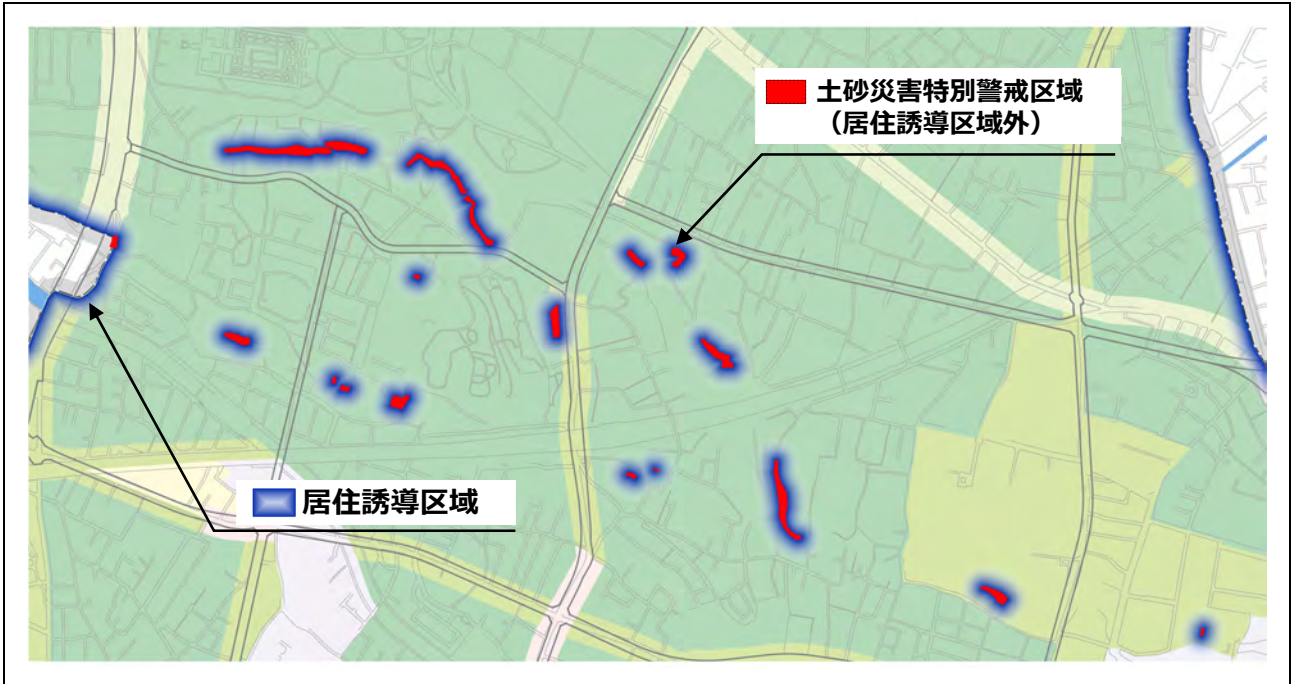
(居住誘導区域設定の考え方)

都市計画運用指針 IV-1-3 立地適正化計画 3.(3) 居住誘導区域の記載内容		市における設定の考え方
定めることが考えられる区域	ア 都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺区域	居住誘導区域とする
	イ 都市の中心拠点及び生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、都市の中心拠点及び生活拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域	
含まないこととされている区域	ア 市街化調整区域	都市計画運用指針を踏まえ 居住誘導区域外とする
原則含まないこととされている区域	ア 土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)	都市計画運用指針を踏まえ 居住誘導区域外とする
それぞれの区域の災害リスク、警戒避難体制の整備状況、災害を防止し、又は軽減するための施設の整備状況や整備見込み等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域	ア 土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	災害リスクを把握したうえで、警戒避難体制に向けた対策や災害を防止・軽減するための施設の整備とともに、市民と地域の防災力向上に向けた取組を進めていることから、今後の防災・減災の施策を示し、居住誘導区域とする※ ※ 災害リスクや整備状況等は防災指針(P23~37)を参照
	ウ 浸水想定区域 (イエローゾーン)	
	オ 土砂災害警戒区域等における基礎調査、津波浸水想定における浸水の区域及びその他の調査結果等により判明した災害の発生の恐れがある区域	
慎重に判断を行うことが望ましい区域	イ 特別用途地区、地区計画等のうち条例により住宅の建築が制限されている区域	地区計画による条例により住宅の建築を制限する地区が一部あるものの、周辺市街地と一体となった住環境を構成する地区であり、居住誘導区域とする

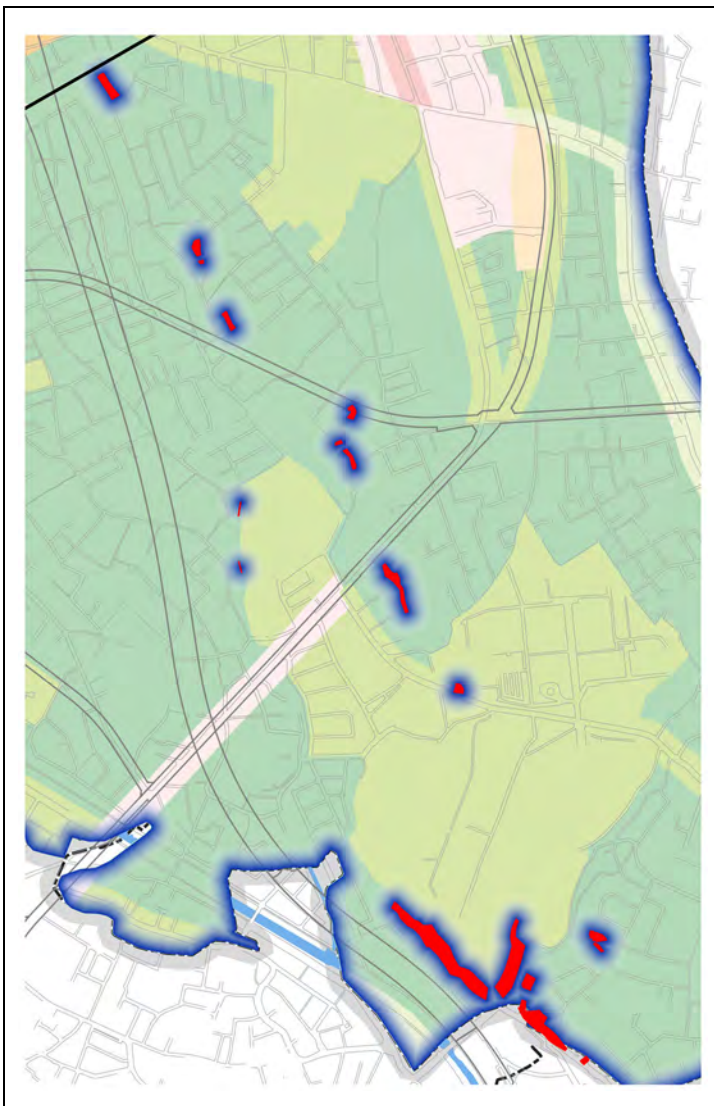
▶▶ 居住誘導区域



■ 北部地域



■ 東部地域



■ 西部地域



▶▶ 居住誘導区域内外におけるライフスタイルイメージ, 施策展開・誘導の方向

居住誘導区域内におけるライフスタイルのイメージを示したうえで、立地適正化の基本方針を踏まえた施策展開・誘導の方向を以下のとおり示します。

(居住誘導区域内外におけるライフスタイルイメージ, 施策展開・誘導の方向)

居住誘導区域の設定	区域の類型	ライフスタイルイメージ	施策展開・誘導の方向
居住誘導区域	低密度住宅地区 中密度住宅地区 住工共存地区 業務・商業等複合地区 業務・商業等沿道地区 文教・研究施設地区	<p>徒歩圏内で日常生活サービスを受けられる利便性の高い日常生活</p> <p>徒歩圏内ではないものの、公共交通等で身近な拠点に移動でき、日常生活サービスを受けられる利便性の高い日常生活</p> <p>公園・農地・自然環境等を感じながら、ゆったり暮らす</p> <p>交通等の利便性とうるおいをバランス良く享受できる日常生活 など</p>	住環境でのうるおい創出、交通利便性の維持・充実を中心に施策展開し、安全・安心に住み続けられる施策を推進
	スポーツ・産業・交流地区 公園・緑地地区 大規模公共利用施設	市内外の人が交流し、非日常の楽しみを享受	観光交流・自然環境保全などの施策を展開し、住環境を構成する一部として魅力を向上
	災害イエローゾーン 土砂災害警戒区域 (P28参照) 浸水想定区域 (想定最大規模) (P24参照)	上記のライフスタイルに加えて、必要な防災対策を実施したうえでの日常生活	地域住民に安全に住み続けてもらうために、地域の災害リスクを正確に周知するとともに、災害発生時に円滑な避難が可能な避難体制を整備
居住誘導区域外	災害レッドゾーン 土砂災害特別警戒区域	上記のライフスタイルに加えて、必要な防災対策を意識した生活	<p>災害レッドゾーンに該当することから、法の規定に基づき、居住誘導区域から除外</p> <p>将来的に災害対策が実施され、危険が解消(東京都により区域指定が解除)された場合には、居住誘導区域に設定</p>

IV 都市機能誘導区域

都市機能誘導区域とは

都市機能誘導区域は、医療・福祉・子育て支援・商業等の都市機能について、都市の拠点となる地区に誘導・集約することにより、これらの各種サービスが効率的に提供されるよう設定する区域とされています。

都市計画運用指針では、都市機能誘導区域に設定することが考えられる区域等として、以下の考え方が示されています。

（都市機能誘導区域（都市計画運用指針IV-1-3 3（4）より））

【基本的な考え方】

- 一定のエリアと誘導施設機能、当該エリア内において講じられる支援措置を事前明示することにより、具体的な場所は問わずに、生活サービス施設の誘導を図るもの
- 原則として、都市機能誘導区域は、居住誘導区域内において設定されるもの
- 医療・商業・福祉等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供が図られるよう定めるべきもの

【設定することが考えられる区域】

- 都市全体を見渡し、鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域
- 周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域

【区域の規模】

- 一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ、徒歩や自転車等によりそれらの間が容易に移動できる範囲

都市機能誘導区域の設定方針

公共交通でアクセスしやすく徒歩を基本として様々な目的を果たせる区域となるよう、以下の①②に該当する範囲をもとに、用途地域や地区計画などの区域も考慮して、都市機能誘導区域を設定します。なお、詳細な区域境界は、土地利用の実態、市街地の連続性及び地形地物を考慮して設定します。

①中心拠点・地域拠点の範囲

拠点の中心となる駅からの徒歩圏内(半径約500m)^{*}

^{*}徒歩圏内(半径約500m)：高齢者の一般的な徒歩圏

^{*}国領町八丁目周辺地区は、商業・業務、医療などの都市機能の集積を図る生活拠点であり、また、隣接する狛江市の都市機能誘導区域との連携を図る観点から、都市機能誘導区域に設定

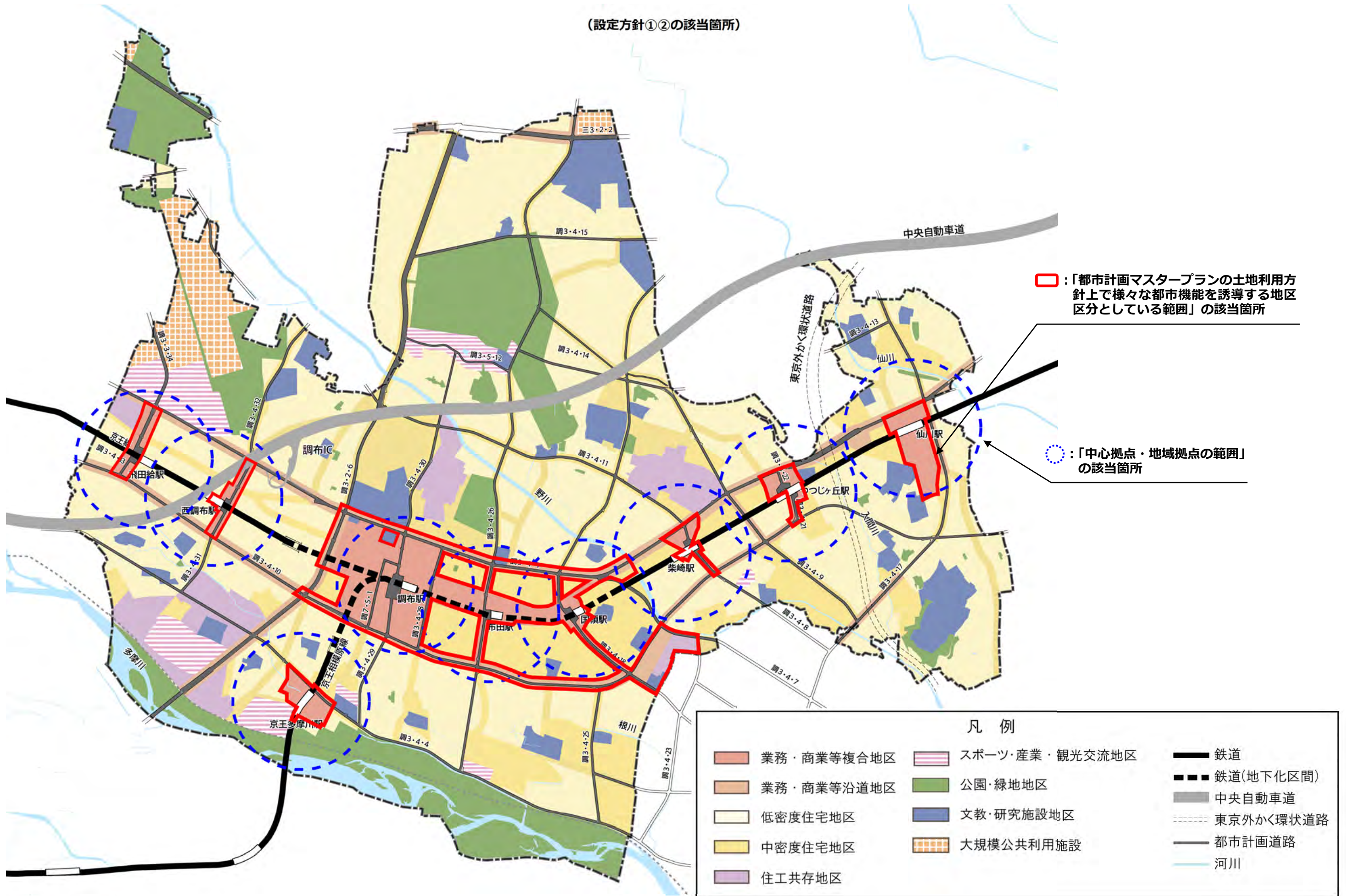
②都市計画マスタープランの土地利用方針上で様々な都市機能を誘導する地区区分として いる範囲

業務・商業等複合地区

業務・商業等沿道地区のうち、中心市街地の範囲

国領町八丁目周辺地区（業務・商業系沿道地区、文教・研究施設地区、住工共存地区）

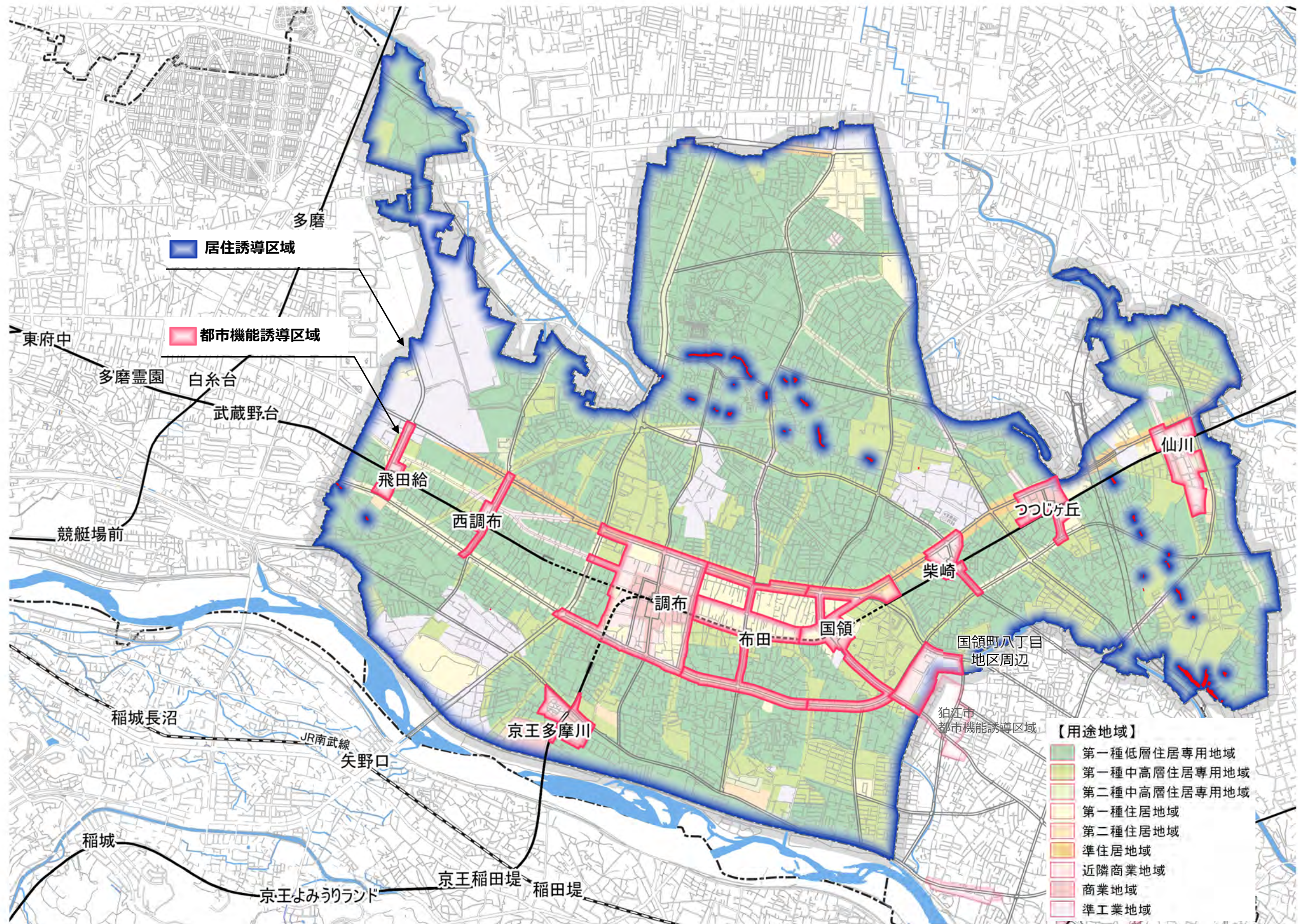
(設定方針①②の該当箇所)



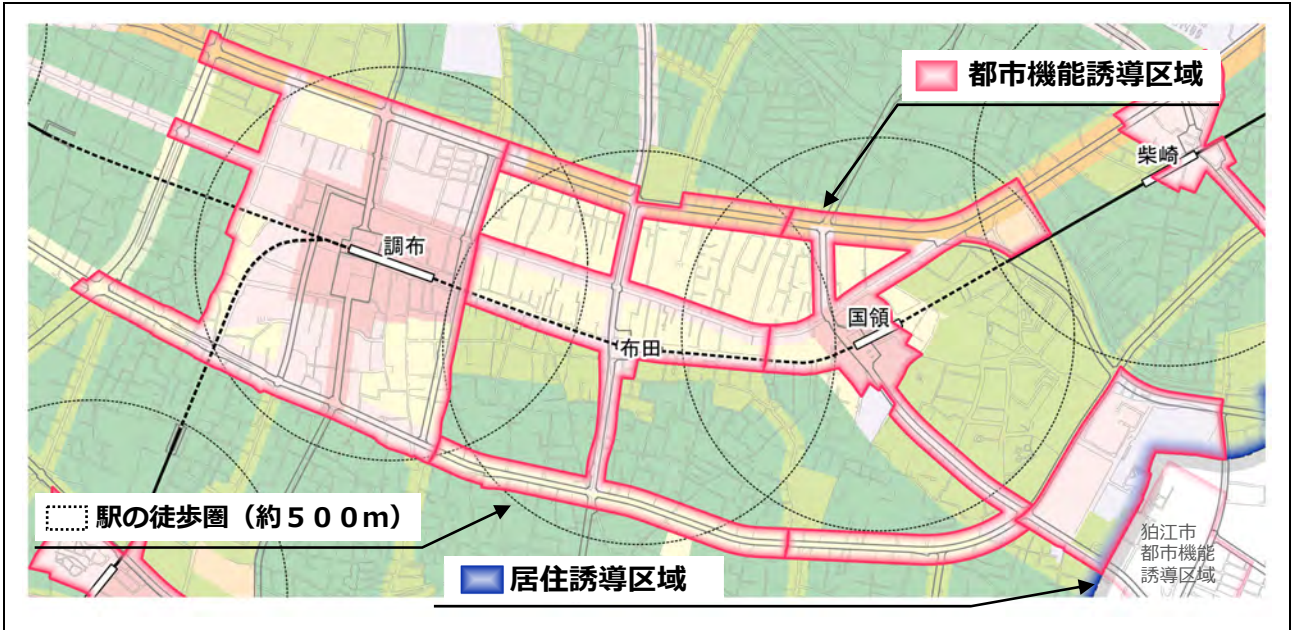
□ : 「都市計画マスタープランの土地利用方針上で様々な都市機能を誘導する地区区分としている範囲」の該当箇所

○ : 「中心拠点・地域拠点の範囲」の該当箇所

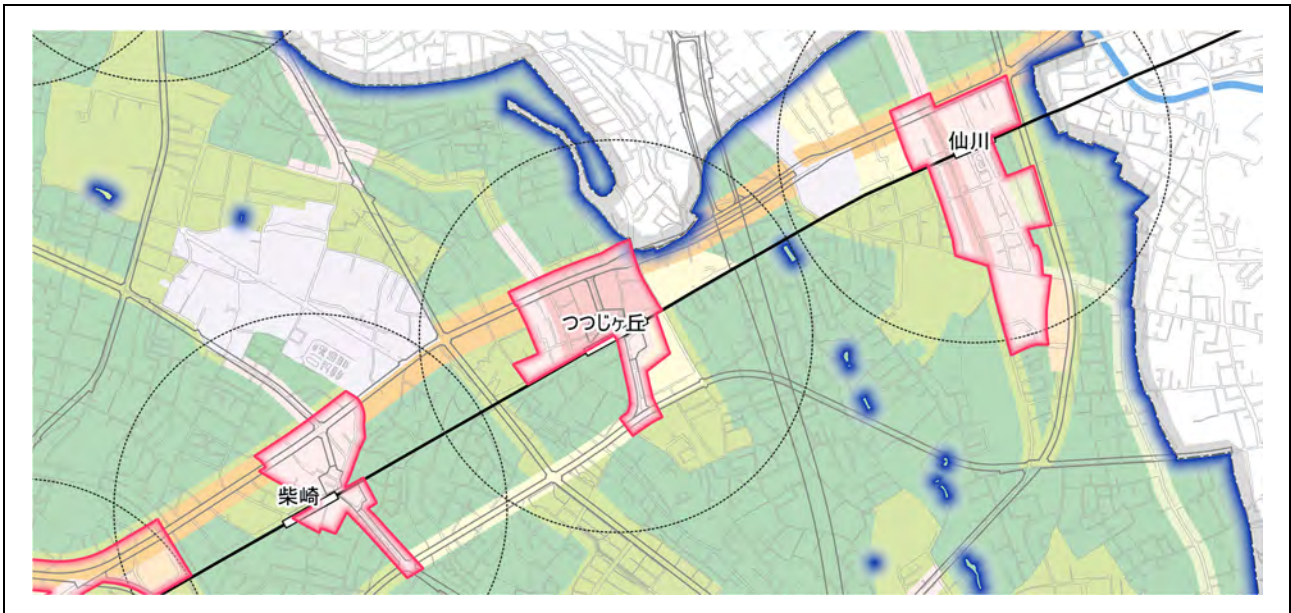
凡 例					
	業務・商業等複合地区		スポーツ・産業・観光交流地区		鉄道
	業務・商業等沿道地区		公園・緑地地区		鉄道(地下化区間)
	低密度住宅地区		文教・研究施設地区		中央自動車道
	中密度住宅地区		大規模公共利用施設		東京外かく環状道路
	住工共存地区				都市計画道路
					河川



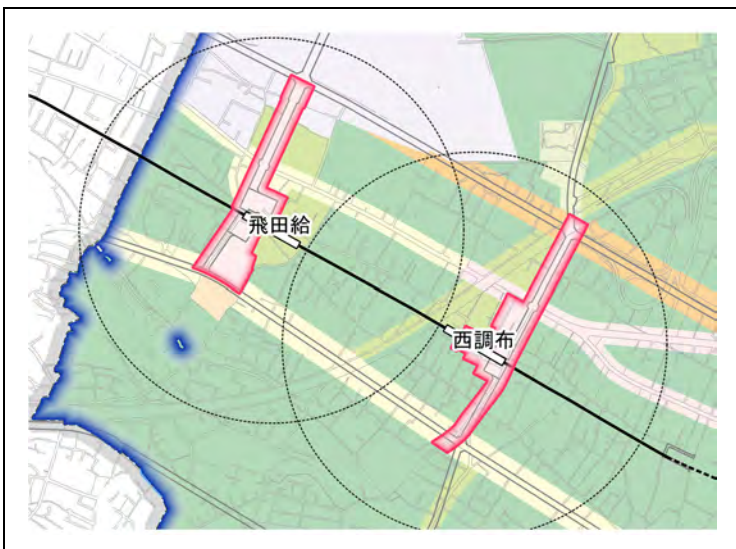
■ 調布駅周辺, 布田駅周辺, 国領駅周辺及び国領町八丁目地区周辺



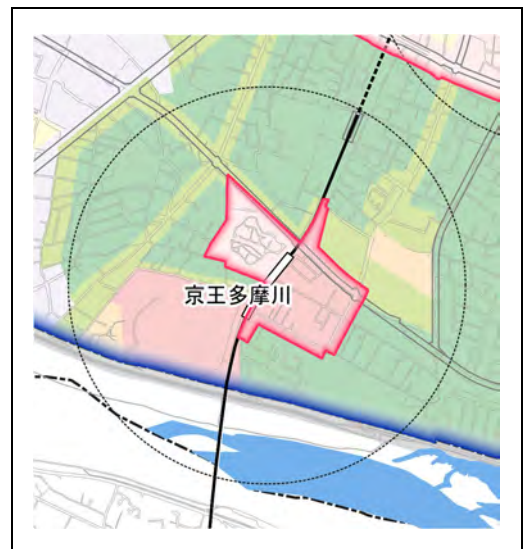
■ 仙川駅周辺, つつじヶ丘駅周辺及び柴崎駅周辺



■ 飛田給駅周辺及び西調布駅周辺



■ 京王多摩川駅周辺



V 誘導施設

▶▶ 誘導施設とは

誘導施設とは、都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設を設定するものとされています。

都市計画運用指針では、誘導施設に定めることが考えられる都市機能として、以下の考え方が示されています。

（ 誘導施設の基本的な考え方・対象施設の例示（都市計画運用指針より） ）

【基本的な考え方】

- 誘導施設は都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設を設定するものであり、当該区域に必要な施設を設定することとなるが、具体の整備計画のある施設を設定することも考えられる。この際、当該区域及び都市全体における現在の年齢別の人口構成や将来の人口推計、施設の充足状況や配置を勘案し、必要な施設を定めることが望ましい。

【誘導施設の設定】

- 誘導施設は、居住者の共同の福祉や利便の向上を図るという観点から、
 - ・病院・診療所等の医療施設，老人デイサービスセンター等の社会福祉施設，小規模多機能型居宅介護事業所，地域包括支援センターその他の高齢化の中で必要性の高まる施設
 - ・子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる幼稚園や保育所等の子育て支援施設，小学校等の教育施設
 - ・集客力がありまちのにぎわいを生み出す図書館，博物館等の文化施設や，スーパーマーケット等の商業施設
 - ・行政サービスの窓口機能を有する市役所支所等の行政施設などを定めることが考えられる。

また、立地適正化計画作成の手引き（国土交通省）では、施設の「新規誘導」だけでなく、既に都市機能誘導区域内に立地しており、区域外への転出・流出を防ぐために「維持」の視点から誘導施設に設定する考え方も述べられています。

都市機能配置の考え方

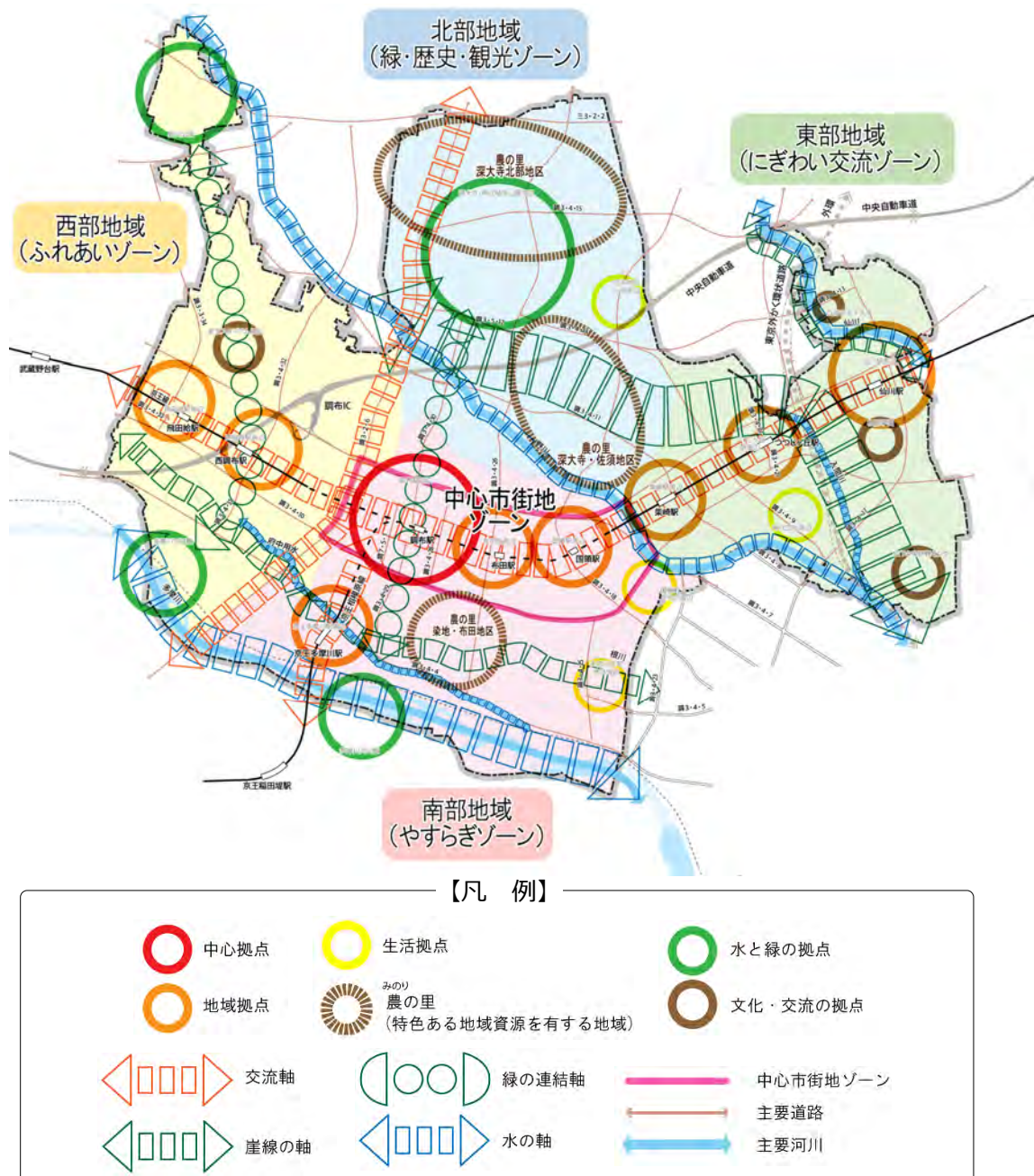
都市機能は、当該機能を有する施設の利用対象者（利用対象範囲）や、都市計画マスタープランにおいて将来都市構造として定める拠点の位置付けや形成方針などに応じて配置することとします。

広範囲の利用者を対象とする施設（市役所、保健センター、市民ホール等）は、だれもがアクセスしやすく、かつ、これまで進めてきたまちづくりとの連携を図る観点などから、中心拠点である調布駅周辺と地域拠点のうち仙川駅周辺及び国領駅周辺に配置します。

日常生活に係る拠点施設（出張所、病院、スーパーマーケット等）は、概ね各地域単位で均等に配置することで利便性の均衡を図る観点などから、中心拠点、地域拠点及び生活拠点に配置します。

より身近な距離が望ましく、日常生活で頻度高く利用する施設や、各施策やサービスの特徴に応じた圏域や施設配置の考え方に基づき適正な立地を図る施設（診療機関、保育園、福祉施設等）は、徒歩圏内での利用などを基準に、人口分布等に応じた適度な立地を目指します。

（将来都市構造図（第1編 都市計画マスタープラン P65 参照））



(都市機能を有する施設の配置の考え方)

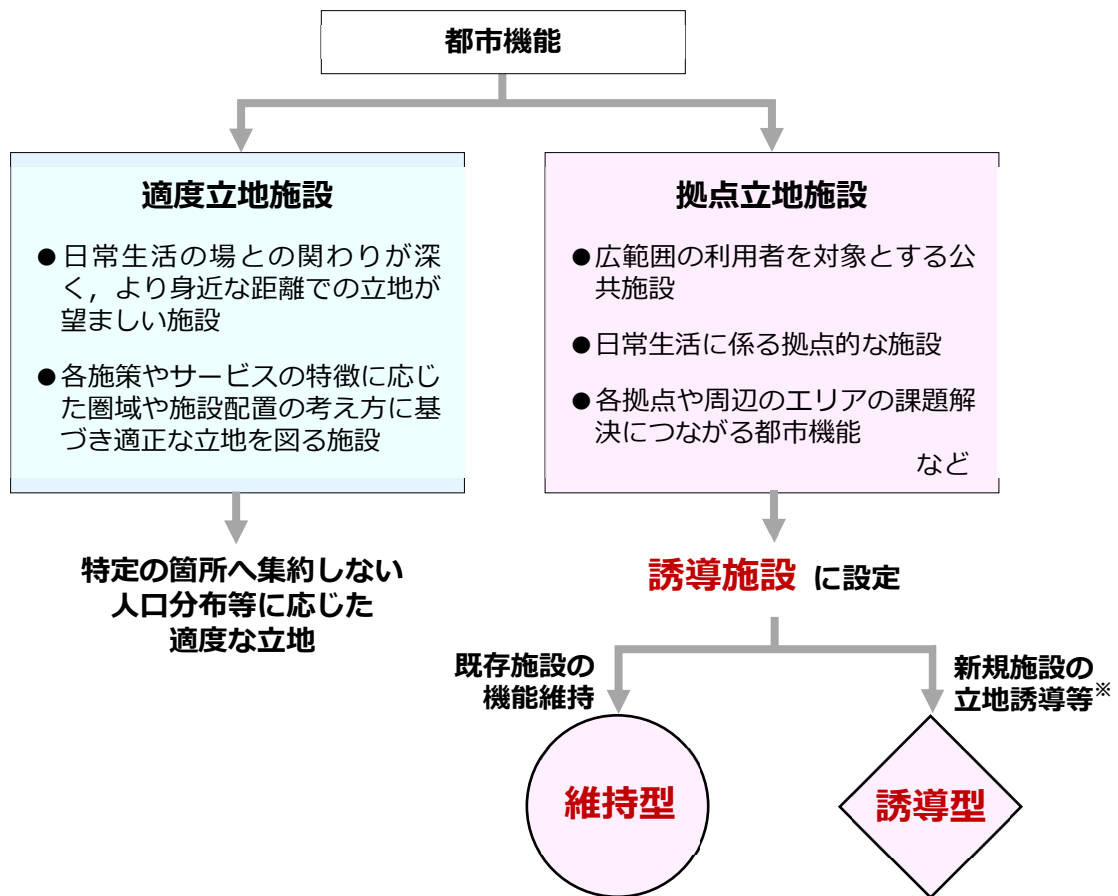
都市機能を有する施設		対象者	配置箇所
<p>広範囲の利用者を対象とする施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶市役所 ▶保健センター ▶中央図書館 ▶大規模商業施設・複合商業施設 ▶市民ホール ▶劇場 ▶文化交流施設 ▶産業支援施設 	<p>全市民・来街者</p>	<p>中心拠点 調布駅周辺</p> <p>地域拠点① 仙川駅周辺 国領駅周辺</p>
<p>日常生活に係る拠点的な施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶出張所 ▶総合福祉センター ▶病院 ▶子育て支援施設 ▶スーパーマーケット ▶金融機関 	<p>各地域の市民</p>	<p>地域拠点② 布田駅周辺 柴崎駅周辺 つつじヶ丘駅周辺 西調布駅周辺 飛田給駅周辺 京王多摩川駅周辺</p> <p>生活拠点 国領町八丁目地区周辺</p>
<p>より身近な距離が望ましく、日常生活で頻度高く利用する施設や各施策やサービスの特徴に応じた圏域や施設配置の考え方に基づき適正な立地を図る施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶診療機関 ▶児童館・児童クラブ ▶幼稚園・認定こども園・認可保育園・家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業・認可外保育施設 ▶図書館分館 ▶公民館 ▶大学 ▶高校・中学校・小学校 ▶高齢者福祉施設 ▶障害者福祉施設 ▶地域福祉センター ▶コミュニティセンター ▶コンビニエンスストア ▶スポーツ施設 	<p>徒歩圏内の市民等</p>	<p>各徒歩圏等に適度な立地</p>

▶▶ 誘導施設の設定基準

前頁の都市機能配置の考え方を踏まえると、都市機能を有する施設は、拠点（都市機能誘導区域）への立地が望ましい施設である「拠点立地施設」と、より身近な場所での立地や各施策やサービスの特徴に応じた圏域や施設配置の考え方に基づく立地が望ましい施設である「適度立地施設」の2つに大別されます。このうち、拠点立地施設を立地適正化計画における法定の「誘導施設」に設定し、法に基づく届出制度等を活用しながら施設の誘導を図ります。

なお、誘導施設のうち、既存施設の機能維持を図る場合は「維持型」とし、新たな施設の立地誘導を図る場合や新たな公共施設の立地を図る場合は「誘導型」として設定します。

（ 誘導施設設定の考え方 ）



※ 既存施設の機能維持を図りつつ、併せて新規施設の立地誘導等を図る場合は、誘導型に分類する。

● 各拠点や周辺のエリアの課題解決につながる都市機能

各拠点や周辺のエリアの課題解決につながる都市機能として、都市計画マスタープランに位置付けた施策や土地利用の方針に対応して、以下の都市機能を設定します。

（ 該当する都市機能 ）

- ▶ **拠点のにぎわい・活力の維持・充実に向けた都市機能**
 - ➡ 大規模商業施設・複合商業施設、大規模な業務施設、映画館
- ▶ **多様化する人々の働き方・住まい方に対応するための都市機能**
 - ➡ シェアオフィス、コワーキングスペース 等

都市機能を有する施設

都市機能を有する施設の種類	配置区分		中心拠点 調布駅周辺	地域拠点①			地域拠点②					生活拠点 目地区周辺 国領町八丁	施設立地の方向
	(誘導施設) 拠点立地	適度立地		仙川駅周辺	国領駅周辺	布田駅周辺	柴崎駅周辺	つつじヶ丘駅周辺	西調布駅周辺	飛田給駅周辺	京王多摩川駅周辺		
行政	▶市役所	●	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	公共交通によるアクセスがよい拠点での立地の維持及び立地の誘導を図る。
	▶出張所	●	-	-	-	-	-	◇	-	-	-	-	
医療	▶保健センター	●	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	保健事業の中核的な機能として、保健センターの立地を維持する。
	▶病院	●	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	おおむね生活圏の単位で、様々な人が公共交通によってアクセスしやすい各地域の拠点内での立地を維持する。
	▶診療機関	●	●										現状の利用者ニーズに応じた立地を継続する。
子育て・教育	▶子育て支援施設	●	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	おおむね生活圏の単位で、様々な人が公共交通によってアクセスしやすい各地域の拠点内での立地を維持する。
	▶幼稚園・認定こども園・認可保育園・家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業・認可外保育施設	●	●										現状の利用者ニーズに応じた立地を継続する。
	▶児童館・児童クラブ	●	●										現状の適正な分散立地を継続する。
	▶中央図書館	●	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	公共交通によるアクセスがよい拠点での立地を維持する。
	▶図書館分館	●	●										現状の適正な分散立地を継続する。
	▶公民館	●	●										現状の市内コミュニティの単位での適正な分散配置を継続する。
	▶大学	●	●										現状の各大学の立地を継続する。
	▶高校・中学校・小学校	●	●										現状の児童・生徒の居住に応じた適正な配置の考え方を継承する。
高齢者福祉	▶地域包括支援センター	●	●										現状の高齢者等の居住に応じた適正な配置の考え方を継承する。
	▶居宅系施設（訪問系施設、通所系施設、短期入所施設）	●	●										現状の利用者ニーズに応じた立地を継続する。
	▶入所系施設（特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、グループホーム、シルバーピア（高齢者集合住宅））	●	●										
障害者福祉	▶日中活動の場	●	●										現状の利用者ニーズに応じた立地を継続する。
	▶ショートステイ	●	●										
	▶グループホーム	●	●										
	▶児童発達支援・放課後等デイサービス	●	●										
複合福祉	▶総合福祉センター	●	-	-	-	-	-	-	-	-	◇	-	駅から近傍への立地の誘導を図る。
商業	▶スーパーマーケット（床面積 1,000 m ² 以上）	●	○	○	○	◇	◇	○	◇	◇	◇	○	現状の商圈や交通量等の地域条件に応じた立地を継続しつつ、拠点への維持・誘導を図る。
	▶コンビニエンスストア	●	●										現状の商圈や交通量等の地域条件に応じた立地を継続する。
金融	▶銀行、その他金融機関	●	○	○	○	○	○	○	○	◇	○	-	現状の利用者ニーズに応じた立地を継続しつつ、拠点への維持・誘導を図る。
	▶郵便局（ゆうちょ銀行）	●	●										郵便局独自の配置の考え方に基づく分散立地を図る。
文化	▶市民ホール	●	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	まちのにぎわいや活力を創出する観点から、拠点での立地を維持する。
	▶劇場	●	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	
	▶文化交流施設	●	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	まちのにぎわいや活力創出、市民活動を支える観点から、拠点での立地を維持する。
	▶産業支援施設	●	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	
	▶地域福祉センター	●	●										現状の市内コミュニティの単位での適正な分散配置を継続する。
	▶コミュニティセンター	●	●										
	▶スポーツ施設	●	●										現状の適正な分散立地を継続する。
各拠点や周辺のエリアの課題解決につながる都市機能	▶大規模商業施設・複合商業施設（商業床面積 2,000 m ² 以上）	●	◇	○	○	-	-	-	-	◇	-	○	まちのにぎわいや活力を創出する観点から、拠点への維持・誘導を図る。
	▶大規模な業務施設（床面積 10,000 m ² 以上）	●	◇	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	▶映画館	●	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	▶シェアオフィス・コワーキングスペース等	●	●										各拠点や居住地に近い場所へ適切な誘導を図る。

◇…誘導型 ○…維持型

